

第4回熊本県子ども・子育て会議 議事録

1 日 時 平成26年11月4日（火） 午後2時～午後4時30分

2 場 所 県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席委員 14名（五十音順、敬称略）

荒木泰臣、大矢野隆嗣、尾道幸子、清田明子、佐々木義博、
柴田恒美、小岱紫明、塚本美津代、出川聖尚子、永瀬義剛、
前田千恵子、山並道枝、吉田道雄、渡邊美紗子

（欠席：平山英、前畑淳治）

会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

（2）その他

【議事】

（吉田会長）

本日は4時半までということで、いつものように活発に御意見を出していただきたい。
議事は二件あるが、まず「熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について」
という表題の資料について事務局から説明をお願いしたい。

（1）熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

●計画素案概要

（事務局から、資料1により説明）

●計画素案

（事務局から、資料2により説明）

（吉田会長）

ご覧のように情報量が多いので、一章ずつ、御質問や御意見を出していただきたい。
これは事務局案のたたき台を元に各委員からいただいた意見を勘案して作成したものである。

（大矢野委員）

16ページの基本目標について、子育てが楽しいというのが92.9%だが、子どもが心豊かに育っていると思う県民の割合は2/3しかない。この数字の乖離の内容はどう分析されているか。要するに子育てが楽しいと9割の保護者が感じているが、実際の子どもは心豊かに育っていないと感じているこの3割の差は何が原因か。

(事務局)

難しい分析だと思うが、この二つの指標については、上の方が子育てする側への子育て支援という部分での成果指標、下の方が子ども自身がどのように育っているかという、子ども自身の育ちの指標ということで、別の視点からの指標になる。心豊かに育っていると感じている人が少ないのは、子育てをしながら、子ども自身が本当に心豊かに育っているかについては疑問を感じている方が多少いらっしゃるからではないかと考えている。

(吉田会長)

データについて確認したいが、1と2のサンプルは同じか。

(事務局)

サンプルは同じアンケート調査の中でされたものである。

(吉田会長)

回答者の詳細だが、1番は現実には子どもを持っている人に限定されているのか、子どもは何歳までとされているのか。このあたりを押さえないと結果の解釈が随分と違ってくる。

(事務局)

その点は確認させていただきたい。

※事務局からのちほど「平成25年度次世代計画実施状況取りまとめ」の説明の中で、母集団が違うことについて説明。

(吉田会長)

親として「楽しい」と感じるのは中学生ぐらいまでではないか。報告書をまとめるときにそのあたりを押さえて、初めて読む人がわかるように、情報を提示するのが親切で誤解を招かない。この点は、他の部分も同じだ。

(大矢野委員)

同じ母集団でやっていけば、基本的には親が楽しければ多分子どもも楽しいと感じるはずなのに、ちょっと差がありすぎなので、統計上のデータの2/3とはかなりの差がある。1も大事だが、2もとても大事。まさにこれが教育の質とか保育の質に繋がることではないかと思う。

(吉田会長)

この会議におけるポイントの一つは、資料4の論点に関する事務局案であり、この案でまとめていくことでよろしいか。

数値目標は別の委員会や組織で作成されたこともあり、本委員会で扱えない部分もある。ただ、具体的施策等については熊本県の現状と状況、また特殊性を踏まえた施策になることが期待される。そのあたりのことも含めて御意見をいただきたい。

(県計画は)市町村計画を尊重することが基本だが、その点について荒木委員の御意見はいかがか。各市町村の状況に応じて出されたものを尊重すべきだというのが事務局の案である。

(荒木委員)

市町村においても、計画案の作成に取り組んでいる。やはり地域に応じて若干違うと思う。待機児童がいるところ、施設に余裕があるところ、色々ある。地域によって違いがあると思うので、地域に応じて計画を立てていった方が良いと思う。

(大矢野委員)

区域設定を市町村とすることに関して異存はないが、ただ、現実問題として動き出した後に、不具合が起きたときに、例えば区域の変更はあり得るのか。今の段階ではこういう設定しか仕方ないと思う、それに対して特別何も反論はないが、実際に動き出した後、区域設定がうまくいかない場合は早急に変える予定があるのか。

もう1つ。35ページの「学生を対象とした就職・・・」のところで、以前は、例えば我々が大学に行く頃、確か教育学部の学生は奨学金はほとんど無条件で出ていた時代があったと思う。これだけ人材不足だったら、そういう形で県独自で何か計画をされないのかと思う。

他にも、生活保護世帯や市町村民税所得割額非課税世帯の高校までは給付制の奨学生ということを考えているが、大学についての給付制の奨学生、現行の育英会がやっている奨学金はあくまでローンである。今の育英会の奨学金は成績順で支給される。貧困世帯においては教育に投資しなかったら、当然貧困が続く。当然大学に入る成績は悪い。国立大学は枠が大きいから、そこを少し考慮したような形はないだろうかと思う。

(吉田会長)

それではまず、数字が少し予定と違ってきた場合の対応はどうか。来年の年のはじめにもっと具体化するため、ある程度数値が変わるという御発言があったと思うがいかがか。

(事務局)

計画の見直しに関しては、6ページに計画の見直しという項目がある。今回の新制度における教育・保育の提供については、十分に見込めない場合も想定されるので、実際の運用状況等も踏まえて必要に応じて弾力的な見直しをやっていこうと思っている。

ただ、設定区域に関しては、例えば、市町村の境界近くのような場所でそれぞれの市町村で待機児童が発生しているような場所は、共同で整備した方がより効果的な整備が図れるといったケースは想定しうらと思っている。ただし、それを最初に区域設定でくくってしまうと、むしろ縛りをかけてしまう。あくまで市町村のそれぞれのニーズと計画を尊重しながら、実際に整備をする際にはそういった共同的な整備というものを個別には協議をしながら進めていくことになると思う。またそういった必要性がでてくれば県の役割として広域調整を行うよう考えているので、現時点では区域設定まで今後見直す事態が発生することはあまり想定していない。

奨学金については、実は県が今独自にやっている保育士への奨学金を書き漏らしている。保育士不足に対する取組としていくつかやっているものの中で、修学資金の貸付という事業を昨年から行っている。2年間分資金を貸し付け、卒業した後に5年間県内で保育士として勤務すると、返済を免除するという取組を行っている。昨年度からの取組なので実際に卒業して就職された方はいないが、この取組が県内の保育士の確保に繋がるものと思っている。

(大矢野委員)

それに関連して、今後、幼稚園もということにはならないだろうし、保育教諭の位置づけがどうなるか明確に決まっていらないが、保育教諭にも奨学金が利用できるように考えているか。

(事務局)

現在の制度は特に不足する保育士に関する制度であり、保育教諭のことは今後検討していくべき課題と思っている。

(吉田会長)

予測はあくまで予測で、それが変わればそれに応じて柔軟に変える。そうした対応をすぐにできるようにエネルギーを費やしていただきたい。

それともう一つ。例えば子育てだけに使うといった特化した寄付を積極的にしてもらうような制度を熊本にゆかりのある方から集めるといったこともあっていいのではないか。いま貧富の差が広がり、二極分化していると言われていたが、裕福な人たちには、「名前を出す」、「くまモンが宣伝して回る」とPRすれば寄付が集まるかもしれない。そうした点からも財源が生まれればいい。

1章については、全体で振り返ることとして、2章はいかがか。これもかなり幅が広い。

それから、先ほど二つの関連法律の関係上、仮称で「くまもと子ども・子育てプラン」にするということは、これでよろしいか。

(各委員) 了承。

(佐々木委員)

お尋ねと中身の話だが、50ページの障がい児の話で、「保育所・幼稚園における障がい児の受入体制の充実」に、「各市町村が独自の基準で人件費の補助」と書いてあるが、これは何に対する人件費なのか。例えば、看護師が必要な場合の補助なのか。

それから、現状として保育所・幼稚園における障がい児の受け入れはどの程度受け入れているのか、逆に言うと受け入れられない子ども達もいると思うので、その辺の数字をお示しいただきたい。障がい児の方を受け入れるとなるとそれなりの体制整備が必要で、そのためにはお金も要る。それに対する支援は各市町村でやっているのかということをお聞きしたい。

(事務局)

まず、「受け入れを行っている保育所に対し、各市町村が独自の基準で人件費の補助を行っています」というところであるが、市町村には交付税措置がされており、今は一般財源で各市町村が対応しているところである。ただ、市町村により単価にばらつきがある。それについては保育団体からも、各市町村とも同じようなレベルでやってほしいといった御要望は受けている。

また、子どもの障がいの程度について、知的障がいについていえば、療育手帳のAとBの方でももちろんAの方も入所しているという状況がある。ただ、それについても、対応した保育士が確保できるかということについてはやはりあり、なかなか入れないということも現状ではあると思う。

(佐々木委員)

機能を高める、質を高めるという話で、全体として質についてはスキルアップや研修の問題などがあるが、障がいを持った子どもが来られた場合、人手がいるので、人の手当とかそういった部分の手当等々についてもどこかで県の役割、全体の役割として書いてほしかったと思っている。質の向上が研修などに偏っていると思ったので、これは要望であるが、人の手当そして処遇を含めて県の方で目配りをしていただきたいと思います。

(清田委員)

保育では障がい児保育、教育では特別支援教育ということになり、両方関わりながら複雑な表現であるといつも思っており、これは、国や県やいろんな全体の位置づけの中で決まってしまうのだろうと思っているが、それが少し気になっているところである。

人の手当という点に関しては、今度、認定こども園になっていく場合に、1号と2号を受け入れた枠を幼保連携型、あるいは幼稚園型でもいいが、認定こども園がみるとする。今までは幼稚園と保育所とで分かれており、幼稚園は私学振興課で、保育所は子ども未来課と、人の手当の仕方もお金の出方も全然違っていた。特別支援教育に関してはそのまま私学の助成金が残し、それと療育等に関わるいくつかの事柄が別途方針が出てくるので、非常に分かりづらくて、熊本県として独自の具体的に分かりやすい数字を出していただくとありがたい。実際にはパート勤務の人で対応する園が多いと思うが、基本的な質の向上で言うならば、数名の正規職員、それなりの対応のできる職員を養成して配置することが望ましいと思う。併せて、園訪問という、園に来ていろんな具体的な方針を出してくださる方、それから、園にコーディネーター的な役割の人が配置されたときの配慮等も含めて数値目標を出していただけるとありがたい。

(吉田会長)

予算上の違いについては、すぐにできることではないと思うが、そうした意見があること、将来は統合化を図るべきだということは、どこかに記録には残していただきたい。

(小岱委員)

障がい児保育や特別支援教育など、今私の知っている限りでは、保育園、幼稚園、そして小学校、中学、高校、大学、社会人になってからもこの辺が一番問題になっており、グレーゾーンということをよく聞く。社会人になって初めて自分がアスペルガーだと気付いたとか、高校、中学の先生達と話してもこの辺が一番課題になっているようである。県は、ただ単に分断的にそこだけ見るのではなく、全体的に幼保小連携など、全体的に見ているところはあるのか。いろんな連携や総合的にコーディネートできるかとか見ている課があればお伺いしたい。

(事務局)

障がい者支援課内に発達障がい・療育支援班がある。この組織は、平成24年度に新設された班である。この班ができた経緯は、委員がおっしゃられたとおり、縦割り行政でそれぞれのライフステージにおいて支援する施策を各課が持っていたので、これをライフステージに沿って切れ目のない総合的な支援をしようということできたものである。ただ、私どもの班がすべての事業をまとめて持っているわけではなく、各関係課の協力を得ながら連携会議を行い、その中で熊本県の取組を構成しているところである。そういった意味で各ライフステージに応じた支援を全部取りまとめているのは障がい者支援課ということになると思う。

(吉田会長)

子ども未来課と社会教育課がジョイントして会議を開くといった動きは今でもできていて、その兆しはあるが、これがさらに進むことを期待したい。

(出川委員)

1つ質問で、41ページに「①-2子ども相談員」と書いてあるが、これはどこにいる人なのか。

もう1つが、55ページの子どもの貧困対策について、これからいろんな取組が計画されるかと思うが、この中には生活保護世帯やひとり親世帯が中心に書かれている。具体的な施策のところには平成26年から給付の奨学金などが低所得者層のところにあるということが書かれているが、子どもの貧困のデータの中では共働きで非常に貧困な世帯をどうするかということが課題になっているので、ひとり親や生活保護世帯ではない共働きで貧困な世帯の支援もとても大切なものなので、少し施策を考えていただきたい。また、そういう場合に、具体的な施策として教育支援とか、生活支援等と書かれているが、情報がないということもあると思うので、具体的な施策の貧困対策の推進として世帯に向けた広報支援や情報の拡充などを進めていくといいのではないかなと思う。

(事務局)

一点目の子ども相談員について。子ども相談員というのは、昔は家庭相談員という名称の時代もあったが、例えば学校の先生であった方や地域の子育て支援の方などを囑託という形で雇い上げ、非行、虐待、子育ての悩みなど幅広く受ける制度として、県の福祉事務所に9名、市の福祉事務所に27名を配置しているという状況である。

貧困対策に関して、委員がおっしゃるように、ここで特に取り上げた生活保護世帯やひとり親家庭のみならず一般世帯においても、生活に困窮する世帯の方々向けの支援も当然展開していくということで位置付けている。したがって、はっきりとは見てとれないかもしれないが、例えば具体的な施策の「生活の支援」の中の自立支援相談事業は生活保護に陥る前の困窮状態にあるの方々への相談支援ということで定義されており、これは一般世帯も当然対象にした事業となっている。ただおっしゃるようにその点が見て取れるような内容にし、併せて各種支援策の情報提供についてもこの計画の中にもう少し盛り込んでいきたいと思う。

(吉田会長)

母子家庭等では母親が朝から晩まで仕事をしていて情報すら得られないという事例もある。そうした方々にこういうサポートや選択肢もあるという情報をどうやって伝えるかということも非常に大事なポイントになる。

(大矢野委員)

2点ほど。一つ気になったのは、41ページの「①-4児童相談所の体制の充実及び専門性の強化」について、休みの日などに精神疾患などの相談があった時の体制はどうなっているか。

それから、母子家庭における養育費について、母子家庭、逆の場合父親ということもあるだろうが、県下でどのくらいの方が養育費を受け取っていて、どのくらいが受け取っていないのか、県でどのくらいの割合を把握されているのか。また、払えるのに払わない場合はもちろん、経済の問題や死亡の問題もあるが、養育費をもらえるようなシス

テム、払えるのに払わない場合など、県での対応はされているのか。

(事務局)

1点目の児童相談所の体制の件について、基本的に児童相談所において、虐待の対応として通告の対応をやっている。これは全国365日24時間で対応するように国の指針でもなっており、24時間365日繋がり、担当の職員がその時点での緊急性を判断して常時動けるような体制でやっている。あとは、その中でいわゆる危機に対する意識ということを経営的に対応する、それからきちんとしたりスクマネジメントといった部分が重要になるということで、これは本県においてもきちんと児童相談所として対応している。

それから養育費について、平成24年度にひとり親家庭等実態調査を実施し、その中で養育費について取り決めをしている割合と取り決めの内容が守られているかどうかの割合を出している。その結果、ひとり親家庭の中で一番多い母子家庭で、取り決めをしているという回答は38.8%であり、この中でも取り決めが守られている、きちんと養育費が支払われているという回答はそのうちの33.4%であった。逆に、全く守られていないという回答が40.6%、一部しか守られていないという回答が15.3%であった。全体を見ると、養育費の取り決めをし、かつ取り決めが守られている方の割合は全体で13%という状況になっている。これを踏まえて、本県では、全国共通の事業だが、母子家庭等就業・自立支援センター事業として、専門の相談員を置き養育費に関する相談を受けている。また法的な部分で専門的な助言が必要な場合も想定し、弁護士相談も毎月実施している。また全国では本県を含めて3県ぐらいしか事例はないが、面会交流支援事業も昨年度から実施している。この事業は、離婚後子どもさんと一緒に住まわれている同居親と別居親との間をとり持ち、子どもを別居親と引き合わせるというものであり、面会交流が成立している家庭については、割と養育費の実施率が高いという統計的なデータもある。本県においては、まずは子どもの福祉のために、離れても別居した親に会いたいと考える子どもさんに対しての支援をしていくのと同時に、養育費の確保にも繋げていくという支援も実施しているところである。

(吉田会長)

また後ほど御意見をいただくとして、最後の3章子ども・子育て支援に関する様々な施策の具体的施策等について御提言や御質問があるか。

(出川委員)

71ページの母子保健の充実のところ、「切れ目のない妊娠・出産・育児支援の充実」が挙げられている。妊娠期の支援として、妊婦健診を早く受けるように勧めていくということが書かれているが、妊婦健診もとても大切だと思うし、子どもと母親の健康を支えていくことになると思うが、妊婦健診とは別の母親学級みたいなものが、最近とても市町村で減ってきていると思う。妊娠期を支えていくことは、子どもが産まれてから支えることと同時にとても大事なことだと思う。子どもの虐待死の中でも4割ぐらいが、産まれたその日に殺されるという風になっている。妊娠期からの支援が必要で、72ページに「母親のこころのケアの推進」として、「こころ」を支えていくことももちろんだが、実際の社会生活や経済的なことも含めて総合的に支えていかないと負担は軽減されないと思うので、母子の妊娠期の体やこころだけでなく、生活支援の取組も入れていただくと、安心して子どもを産むことに繋がっていくと思う。そういう妊娠期の支援をもう少し具体的施策の中に入れていただければいいと思う。

(事務局)

妊娠中から早めにキャッチして妊娠届の時の生活背景を十分把握したうえで、早期に保健と福祉が連携して支援に取り組むということを経盛り込んでいきたいと思う。

(清田委員)

今、出産に関わるお母さんのいろいろなケアのことがあったが、74ページの「①-2 乳幼児健診の充実に向けた市町村への支援」は、重要なことと思っている。その理由は、熊本市では実は1歳半健診から3歳半まで、何ら公的な支援策が講じられないままに様々な事情によって保育園及び幼稚園に入ってくるお子さんがいる。多くの場合、幼稚園は3歳で入園なので、3歳半健診は在園中に受ける方がここ2年間の間に大変多くなった。それが先程出てきた発達障がいなどの発見に繋がるということで、熊本市の専門センターの方から、できるだけ幼稚園、保育園で療育に拒否反応を示さないようなサポートの助言、援助をしてくださいという施設への依頼がある。私は何人もの保健師、相談員の方から電話をもらう。そして、いろいろな情報を共有したいと思うが、当然それは保護者の了解を得なければもらえない情報等々もあり、幼稚園、保育園で受け止めたからといって、必ずしもうまく療育に繋がるかどうかはわからない様々な要件がある。幼稚園、保育園の場合はその点において専門家ではないので、大前提はやはり乳幼児健診にあると思う。もう一つ64ページに、具体的施策「①-2 認定こども園・幼稚園、保育園での子育て支援活動の推進」とある。保護者を支援する、親を支援する、当然のことだと思う。保育者がその役割を持っていると言われれば当然そうだと思う。しかし、それらも含めて保健師や保育士、様々な関わる専門家が、どこでどのように連携をとっているのかということが、それぞれの園の努力に委ねられていることが多く、少し見えづらいので整理していただけるとありがたい。

(吉田会長)

時間がもう少しあるので、3章に限らず全体で御発言いただければと思う。

(前田委員)

放課後子ども総合プランということで、学童クラブに関しては、放課後子供教室との一体は厳しいとずっと思っていた。そもそもやっている内容が違うし、対象児童も違うので、とてもこれは厳しいと私たちは思っている。放課後子供教室自体がそんなに多くはないと思うが、一体的にやっていく市町村は、今のところどれくらいかわかっているか。

(事務局)

具体的な数字は、まだ出てきていない状況である。7月に放課後子ども総合プランが出されて、それから急遽市町村が今後どのようにやっていくのか検討しているところがあるが、一体的にやっているというところは実際熊本県内には少ないと思う。どういう形でやったらいいのかということから考えることになるので、あまり多くないのではないかと思っている。

(前田委員)

今放課後児童クラブと放課後子供教室で同じ研修会が行われているが、やはり同じテーブルの中で話し合いをしても、なかなか話がかみ合わない。やってることが違うので、

個々の子どもの把握が、放課後児童クラブと放課後子供教室を担当される方では違うと毎回研修を受けて思う。その点を再度検討していただきたい。それから、最近聞いたのだが、熊本市内の児童育成クラブで、県から案内があった児童厚生員の研修を受けると、認定資格研修の一つに代わるという認識で受けようと思っているところがあるらしい。認定資格研修について、周知徹底されておらず、指導員の先生たちが何も御存知ないため、すごくいま不安がられている。これから先いろいろ申し送りもあるので、できればそちらの方にも再度周知をしていただきたい。

(事務局)

その点については、県から熊本市に伝えたいと思う。

(吉田会長)

他にありませんか。

(柴田委員)

基本的視点の中に「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」と挙げてある。本来にこういう基本的視点に立って、子どもたちの最善の利益ということで、この計画が進んでいくようになればいいと思う。その中で、まず、地域子ども・子育て支援事業の推進というところで、来年度から利用者支援事業が始まると思うが、どのくらいの利用者支援事業がスタートしようとしているかお尋ねしたい。また、拠点事業を十数年やっている、母子保健の妊娠から子どもが中学生になりその上は就労のところまで拠点事業を核にして関わるようになってきている。「切れ目のない支援」ということで、ぜひどこかでワンストップということも考えながら育児の切れ目のない支援をしていただきたい。

(小岱委員)

清田委員や柴田委員の意見と関係しているが、今私ども玉名市にある保育所では利用者支援事業が始まっている。後で県から報告があると思うが、県内で数カ所やっている。私どもは保育所をやっているが、保育所でいちばんタイアップするのは保健師である。それで今利用者支援事業を始めて、保健師と一番連携ができています。保健師の強みは訪問ができるということである。行政に行くということはかなり心にブレーキがかかる人がいるみたいなので、一緒に保健師が行って、産後うつの人やいろんな療育について、同行支援といった新しい事業・活動ができてきている。保育園とか幼稚園とか一つの団体に解決できる問題ではないので、とにかくつながり支援していくという、わかりやすくいうと「オールくまもと」、そういう発想で取り組まないといけないとつくづく最近思っている。

(吉田会長)

少しずつしか進みようがないが、具体的な数値目標なども、その妥当性について常に吟味しておかないといけない。例えば、79ページにワーク・ライフ・バランスの認知度が現在42.2%、目標値70%とあり、これそのものは何の問題もない。しかし、認知すればいいというわけではなく、現実の実態が変わらないと意味がない。ワーク・ライフ・バランスという言葉は多くの人が知っているが、現実はそうっていないという事実がある。認知度の改善ではなく、それが実態につながる事が大事だ。知識から意識、そして行動に結びつかないと意味がない。飲酒運転をしてはいけないという知識を持た

ない人はゼロであるにも関わらず飲酒運転は起こる。これなども、知識だけではまったく意味がないという典型的な例だ。

(塚本委員)

菊陽町の子ども・子育て会議に参加して、菊陽町は区域を中学校区にするということである。かんかんがくがく意見の交換があり、全域でいいのではないかという意見を述べたのが私たち保育園と幼稚園を経営している者であった。子ども・子育て会議に参加されている委員が同じような認識をもっているわけではなかったのも、各委員に理解を求めるのがとても困難であった。どんなに言っても事業者側の都合のいいように意見を言っているんだろうという空気が見えたので、あとで私も匙を投げてしまった。ふたを開けてみると、中学校区に分けると言いながら、町内全域が事業所では9、それからあと残ったのが4で小中学校区に分けてあった。こういう風に分けてあることは別に問題はないということによいか。

(事務局)

聞いている範囲では、1号については菊陽町全域で区域を設定し、保育所や認定こども園の保育の部分である2号、3号に関しては、中学校単位を区域として設定すると聞いている。それを踏まえて、県の設定区域も菊陽町に関しては、26ページに記載しているが、「町の考え方を尊重して、県の区域として設定します」と先ほど御説明した。この設定に関しては、町の中で分かれても特段問題はない。県としては、認可・認定の際の判断基準として、設定区分を考えていきたいと思っている。

(吉田会長)

時間もなくなってきたが、他に何かあるか。

(尾道委員)

「育てにくさを感じる保護者に寄り添う支援」は、育てにくさを感じている保護者の方が今多いので、とても大事になってくると思う。具体的施策で、保護者の悩みに寄り添った丁寧な育児支援ができるように冊子ができたことあり、どういう風に支えていくかということの検討がされていると思うが、育てにくさを感じる保護者への支援を具体的にどういう形でしていくのか。冊子ができたので、それを活用してくださいということだけでは弱い。育てにくさを感じている親御さんはたくさんいる。それで、御本人が虐待をしてしまいそうと感じていたりする保護者の方には、保健センターなどでグループを作って、お子さんをお預かりしたうえで、ゆっくりと午前中いっぱいかけてお話をするというをしていると、孤立化している親御さんではなく、お友達もいる。ただ、ママ友なんかにはこういう話はできないと、こういう場でないとというような親御さんが非常に多い。それで、お話をしっかり聞いていると、お子さんに対しての思いがないわけではなく、お子さんが日々育っていく中で、変化していく、その発達・発育に日々の行動をどう位置付けたらいいのか、そういうことがわからない。それで不安という親御さんが多い。その思いを、どこがひきあげてあげるのかということと、どうそれを受け止めてあげるのかということ。また、話を聞いてもらって、すごく楽にはなっただけで、自分が子育てをしていく上での技術というか、実際の子育ての仕方というところが、話をするだけでは身に付かないので、そこをだれか手伝ってあげる人が、もう一段いないといけない。この不安というところから、自立した子育てができるというところに拾い上げつつ、親御さんを育てるという場が今絶対必要な気がしている。それを

どんな形で、どんな人が関わりながら、どう組み立てていくのかという、その辺がすごく大きな問題ではないかと思う。是非そのあたりのもう少し具体的なものが出てくるといいと思う。

(吉田会長)

毎回いろんな御意見をいただいているが、重要なキーワードが多いので、発言が十分にできないと思う。そこでいつものように、意見書等送付様式で、御意見を送付いただきたい。とくに今の意見は大事だと思う。幼稚園、保育園は、子育ての施設だが、親のカウンセリングの施設でもあるべきである。相談に応じるプロフェッショナルがその組織の中にいることが求められる。子育ての施設に限定すべきではないという意見も非常に大事だ。

それでは、今後のスケジュールを事務局から説明願う。

(事務局) 資料6により説明

(吉田会長)

7日までに意見を出していただき、21日頃までに意見を活かした修正案ができる。それを皆様方委員に配布するということである。ただし、それを修正して、そのままパブリックコメントとなるので、21日以降に御指摘いただいたものについては、事務局でそれを最大限に活かしていただくが、パブリックコメント前に会議を開催できないので、私の方に御一任いただき、パブリックコメント前の案にすることで進めさせていただきたい。いかがか。

(各委員) 了承

【幼保連携型認定こども園調査審議部会に係る委員指名】

(各委員) 了承

【次世代後期計画平成25年度実施状況について事務局から説明】

(吉田会長)

もう少し時間があるので、御発言いただいている方は、何かないか。

(永瀬委員)

障がい児のことで、幼稚園、保育園と大きくなるにつれ、施設が充実していくということは大事だと思うが、結局そこに通った子たちが社会に出るところが、最終的なところと思っている。どのくらい社会で受け入れられるかということについて、事業所との間にギャップがあると思う。今、発達障がいなど増えているが、障がいがあるということを本人も言いたせない社会状況であったりとか、事業所もどのように受けていいのかわからないという状況もあると思うので、やはり社会に落とし込んでいかなければいけない。せっかく適応できるようになっているのに、いざ社会に出てみたら、本人たちが結局何もできないということになりかねないのではないかと思うので、この教育・保育の環境が充実していくことも大事だと思うが、さらにその先の社会に向けた発

信ということもしていただくことが大事だと感じている。

(吉田会長)

山並委員いかがですか。

(山並委員)

認可外保育所は保育の谷間を埋めるという補完的な役割がある。19名以下の小規模保育所はこの新制度に乗っかることができるが少しハードルが高い。20名以上の認可園に移行することもハードルが高い。それぞれの市町村の保育建設計画と合致するかどうかで違う。そういうことで、小規模保育所に移行できない、認可保育所への移行もハードルが高いという状況である。このような新制度では、すべての子どもたちを保障する、すべての子どもたちに新制度の光があたるということは程遠いということが実感としてある。どういう風にこの子ども・子育て会議の中でも委員のみなさんに御理解いただき、どういう風に事業計画の中に入れていただけるのかと少し暗澹たる思いがしている。障がいを持った子どもたちも認可外にもたくさんいるが、最初から親もすぐ自分で自覚して納得をするということは難しい。たくさんの経験を積み、たくさんのことを生活や遊びや暮らしを豊かに積み上げることの中で、だんだんと違いや前向きな社会との折り合いの付け方について学ぶが、経験不足や学習不足がとても多いと思う。いきなり病名をつけられるということではなく、そういうことはきめ細かにしていった方がいいと私たちの保育所の現場では思っている。子どもたちに、生活・遊び・暮らしの中で経験をいっぱい積みせ、実体験を積みさせること以外にあまり多くのことはないと思っている。そういう役割を担っている認可外保育所と親を受け入れている懐の深い保育ができているというところも委員の皆様にも御理解いただきたいと思っている。

(吉田会長)

他はいかがか。

(佐々木委員)

私は連合から、労働者というキーワードで来ているが、考えてみれば、利用する側も働いている人だし、そこでサービスを提供する人も働いている方、そしてこの原資になっているお金を出しているのも、税金で出しているということで働いている方、そういう立場から全体を見ながらと思って意見を言った。特に仕事と生活の調和ということで、システムや設備など受け皿を作っていただくことも大変大事で、それが一番重要だろうが、私たち労働組合としていろんな相談を受けている中で、やはりどうしても女性に限らず男性もマタニティハラスメントというのが多い。男性が育児休業を取ろうとしたら、「はあ?!」というような言われ方をしたり、「今日は育児がありますので」とはなかなか帰れない状況である。そういう状況で、環境を整えていくということが必要である。では何をすればいいかといふとなかなか難しいが、まずは率先性ということで、県でも、男性の育児休暇取得を推進していってもらいたい。我々も労働組合として各企業に訴えかけていく。要は制度を作った後は魂をいれていかなければならないと思っている。その魂を作っていくのが一番大事と思ったので、最後にそういう意見を言わせていただく。

(吉田会長)

しっかりした価値観のもとで子どもを育てていくことを大事にしたい。ただ事故がなく安全に育つだけではなく、心の健全さを育てることが大事だ。日本はちょっと貧乏

にはなったけれど、その代人の心は良くなったねという状況が生まれれば良いと思う。
重ね重ねながら、書面会議等では皆様に御苦労いただく。

(事務局)

吉田会長、委員の皆様の貴重な御意見に感謝申し上げます。本日皆様方からいただいた御意見に配慮しながら、県計画の策定や新制度施行に向けた準備を進めて参りたい。

次回の子ども・子育て会議は、2月を予定している。